

認定農業者 2025

申請の方法
補助事業の情報
意外と知らないメリット

効率的・安定的な農業経営を目指そう！



認定農業者を目指そう！

●認定農業者制度とは？

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想^{※1}に示された農業経営の目標に向けて、今後5年間の農業経営の改善に関する計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定する制度です。（複数市町村で農業を営む農業者が認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国が認定^{※2}）

認定農業者になると、国や地方自治体、関係機関から重点的な支援措置を受けることができます。

認定の有効期間は5年間で、認定期間の満了時に新たに計画を作成することで、再度認定を受けることができます。

※1 松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

※2 複数市町村で営農する認定農業者の手続きについては、12ページをご覧ください。

●松山市の認定基準（5年後の設定目標）

松山市内に在住または事業地（経営耕地）がある個人または法人の方が対象です。

設定目標項目	基準
年間農業所得	<u>概ね400万円以上</u> （ここでいう概ねとは8割を意味し、320万円以上で可） ・年間100日以上経営に従事する補助従事者(家族等)1人につき50万円を加算 ・法人の場合は、農業部門の代表者(役員等)の所得を対象とし、経営の主宰権がない一般構成員の給与・賃金は雇用労賃として扱い、目標年間農業所得の対象としない
年間労働時間	2,000時間程度（1日8時間労働の場合、年間250日）
経営耕地面積	経営耕地面積の下限基準はありません
年間従事日数	経営主（法人の場合は農業部門の代表者）が年間150日以上農業経営に従事していること
年齢制限	年齢制限なし（申請時に70歳以上の方については、後継者の有無や健康状態を確認させていただくことがあります）
その他	青色申告に向けた帳簿記帳の実施や、定期的な休日の確保、同居家族も農業に従事している場合は、家族経営協定の締結を目指していただきます

申請はどうするの？

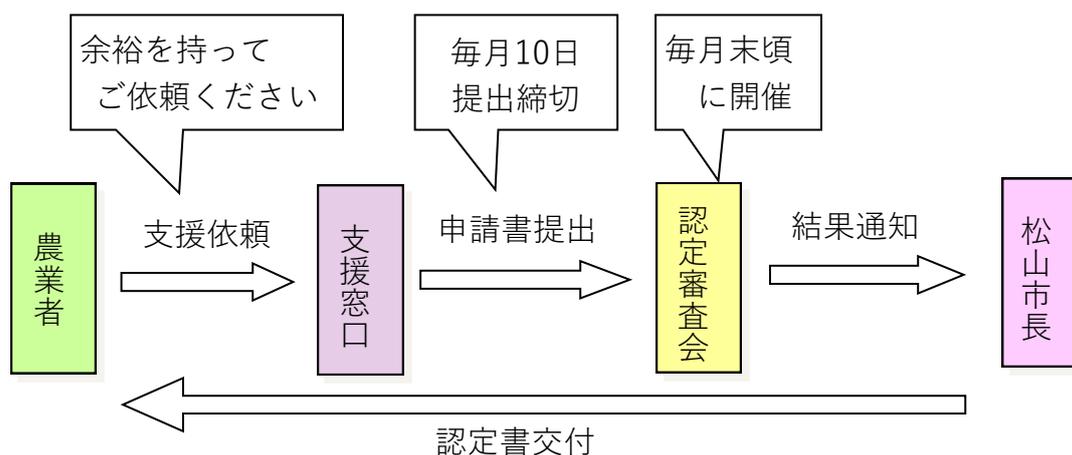
●計画の作成と申請（農業経営改善計画認定申請書）

松山市では、関係機関のご協力により申請の支援窓口を設置しています。認定農業者になりたい方は、まずは支援窓口でご相談ください。支援窓口の担当者が、①経営の現状と改善の方向性を聞き取り、②計画の作成支援、③審査会へ申請書を提出をします。（認定基準に達しないことが見込まれる場合は、申請書の作成をお断りすることがありますのでご了承ください。）

タイプ別支援窓口（支援窓口の都合により変更となる場合があります）

申請者のタイプ	支援窓口		所在 連絡先
JAへ 出荷販売	JAえひめ中央	北部営農支援センター	松山市鴨川1-10-32 TEL: 089-911-8586
		北部営農支援センター 中島分室	松山市中島大浦1623 TEL: 089-997-1151
		東部営農支援センター	東温市田窪300-3 TEL: 089-955-0242
	JA松山市	営農センター	松山市生石町548 TEL: 089-968-1211
個人で 出荷販売	愛媛県中予地方局農業振興課		松山市北持田町132 TEL: 089-909-8762
畜産経営	愛媛県中予家畜保健衛生所		東温市田窪743-1 TEL: 089-990-1333

●認定までの流れ



認定農業者のメリットを知る①

●融資

認定農業者が経営改善を図る際に利用できる長期低利資金として、株式会社日本政策金融公庫が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を用意しています。

使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	農地等	取得のほか、改良・造成
	施設・機械	農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設
	果樹・家畜等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費
	その他の経営費	規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費など
	経営の安定化	負債の整理（制度資金は除く）など
	法人への出資金	個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払い
融資条件	返済期間	25年以内（うち据置期間10年以内）
	融資限度額	【個人】 3億円（特認6億円） 【法人】 10億円（特認20億円[一定の場合30億円]） ※このうち経営の安定化のための資金の融資限度額は、個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認4億円）です。 ※法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは下記の間合せ先まで。
	利率（年）	1.05～2.00%（令和7年6月18日現在）
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます

地域計画等に基づき、競争力・体質強化に向けて意欲的に生産拡大等に取り組む認定農業者の方には、貸付当初5年間に限り（国の予算の範囲内で）実質無利子化する金利負担軽減措置があります。

地域計画については11ページをご覧ください。

問合せ先：株式会社日本政策金融公庫 松山支店 農林水産事業お客様窓口
松山市三番町6丁目7-3 TEL:089-933-3371

認定農業者のメリットを知る②

●税制面での優遇を受けたい

青色申告により確定申告を行う認定農業者が、農業経営改善計画に従い経営所得安定対策等の交付金を「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画に従い「農業経営基盤強化準備金」を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。
※対象者の要件として、地域計画に農業を担う者として位置づけられていることが必要です。

対象交付金	経営所得安定対策の交付金 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策） 水田活用の直接支払交付金
対象資産	農用地 農地、採草放牧地 農業用の建物・機械等 農業用の建物（建物附属設備） 農業用の構築物 農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア） 注）農業経営改善計画に取得する旨の記載が必要です 注）トラックやフォークリフトなどの車両や中古品は対象となりません
必要経費(損金) 算入限度額 1または2の いずれか 少ない金額	農業経営基盤強化準備金の積立時 1.準備金として積み立てようとする金額 2.その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額 圧縮記帳時 1.準備金の取崩額とその年（事業年度）の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額の合計額 2.その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額
必要な手続き	確定申告の際に、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明書の申請手続き等は、農政局にお問い合わせください。 (確定申告に間に合うよう、申告の1ヶ月～3週間前に申請してください)

問合せ先:農林水産省中国四国農政局愛媛支局
松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 TEL:089-932-1177(代表)

認定農業者のメリットを知る③

●農業者年金での優遇を受けたい

一定の要件を満たす認定農業者の方は、農業者年金の保険料の支払いについて最大5割の国庫補助が受けられます。

保険料の国庫補助を受けるには、以下の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

- ①60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
- ②必要経費などを控除したあとの農業所得が900万円以下
- ③青色申告を行っている(3年以内に青色申告を行う約束でも可)

家族経営協定を締結することで、配偶者や後継者も保険料の国庫補助の対象となります。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区 分	保険料額／月	
	35歳未満	35歳以上
青色申告者の認定農業者	被保険者負担額 10,000円	被保険者負担額 14,000円
青色申告者の認定農業者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属	国庫補助額 10,000円	国庫補助額 6,000円
3年以内に青色申告者となる約束をした認定農業者	被保険者負担額 14,000円 国庫補助額 6,000円	被保険者負担額 16,000円 国庫補助額 4,000円

※ 保険料の国庫補助を受給する期間の保険料は2万円で固定されます。

※ 国庫補助分は将来農業経営から引退（経営継承）した際に、特例付加年金として受給できます。

家族経営協定については12ページをご覧ください。

問合せ先:松山市農業委員会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6631

認定農業者のメリットを知る④

●研修生を受け入れたい

●営農インターン推進事業

先進農家等での農業実務研習、農業大学校等での研修を組み合わせた営農実務研修を実施して、若者の就農促進を図る「営農インターン推進事業」では、一定の要件を満たし、研修受入れ体制が整っているものとして県が認定した場合に、愛媛県内で独立自営就農確実な65歳未満の方を研修生として受け入れることができます。

	短期コース	長期コース
対象者	農家子弟等	新規参入者等
研修生受入先	県内先進農家等（農業指導士、農業法人、県が認める研修機関等）	
期間	3～12ヵ月間	1～2年間
内容	先進農家等の研修生として研修。先進農家で、1作期または重要作期の技術習得のための研修。農業大学校での技術習得研修参加など	先進農家等の研修生として研修。先進農家で、技術習得のための営農技術研修。農業大学校での技術習得研修参加など
助成	5万円以内×研修期間（月）	7.5万円以内×研修期間（月）

●農業次世代人材投資事業（就農準備資金）

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、原則2年間・年間150万円の資金を交付し、農業者の育成・確保を図る「農業次世代人材投資事業（就農準備資金）」では、一定の要件を満たし、研修受入れ体制が整っているものとして県が認定した場合に、就農予定時の年齢が50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指す等の要件を全て満たした方を、研修生として受け入れることができます。

※交付対象者の要件や返還の対等の詳細については、下記の間合せ先でご確認ください。

間合せ先:公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

松山市三番町4丁目4-1 愛媛県林業会館内 TEL:089-945-1542

知
っ
ト
ク
情
報

●雇用就農資金

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就農または独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合、年間最大60万円の助成を受けられる「雇用就農資金」を利用できる場合があります。

※本事業は、雇用就農者の確保・定着を推進するため、農業法人等が研修生に対して行う実践的な研修を支援するものです。経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、ご注意ください。

間合せ先:愛媛県農業会議

松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁第2別館内 TEL:089-943-2800

認定農業者になったら

松山市認定農業者協議会に加入しよう！

●松山市認定農業者協議会とは？

松山市内の認定農業者有志により組織された協議会です。会員の経営改善のため、視察研修や講演会、関係団体による情報提供といった活動を実施しています。

市内を5つに区分した地域ブロック会活動と、果樹、野菜、花きの作目に特化した研究部会活動があります。協議会の年会費は1,000円（必須）で、研究部会の年会費は1研究部会ごとに3,000円（任意加入）です。

入会をご希望される方は、下記事務局までご連絡ください。

活動内容

- ・先進地視察 ・講演会 ・研修会 ・アグリビジネス講座
 - ・まつやま農林水産まつりへの参加
 - ・会員専用補助事業の実施 ・関係団体のイベント情報
- ※活動によっては参加費がかかる場合があります。



地域ブロック会の対象地区と研究部会

名称		対象地区※
地域 ブ ロ ッ ク 会	第1ブロック会	五明、伊台、日浦、湯山、道後、桑原、味酒、生石、高浜、久枝、和気、清水、堀江、潮見
	第2ブロック会	小野、久米、浮穴、石井、東雲、素鷲、番町、八坂、荏原、坂本、新玉、雄郡、余土、垣生、味生、三津浜、宮前
	第3ブロック会	東中島、西中島、神和、睦野
	第4ブロック会	泊、由良
	第5ブロック会	北条、難波、正岡、浅海、立岩、河野、粟井
研究部会		果樹研究部会、野菜研究部会、花き研究部会

※農地が住所地外にある場合は、希望により他のブロックに所属することもできます

問合せ先:松山市認定農業者協議会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市農林水産振興課内

TEL:089-948-6566



認定農業者向けの補助事業①

●松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金（市事業）

イノシシ等の有害鳥獣の侵入防止のために、被害防止施設（電気柵、金網、トタン板など）を新設する場合に必要な、資材の購入費用を松山市独自に補助支援します。

資材を松山市内の販売店で購入していただくことが条件です。

①補助対象者の要件

- ・松山市内に住所があり、市内で農業を営んでいること。
- ・松山市税を完納していること。
- ・申請年度内に防護柵設置を完了できること。（申請は同一年度内に1回限り）

※一度市の補助により設置した部分への重複設置は、たとえ資材の種類が異なっても補助対象となりません。

②補助金の額（資材購入費の補助）

- ・個人で設置する場合

実際にかかった資材購入費の2分の1以内（上限3万円）：認定農業者等の場合

3分の1以内（上限2万円）：上記の者以外の場合

- ・共同（2戸以上）で設置する場合（連続する園地）

実際にかかった資材購入費の2分の1以内（上限50万円）

※個人設置は施設の延長が100m以上、共同設置は300m以上であることが必要。

問合せ先:松山市農林水産振興課 鳥獣対策担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6567

●農振農用地とは？

- ・農業振興地域のうち、農業のために用いるべき土地のことを農振農用地（青地）と呼び、補助事業の多くは農振農用地（青地）を対象としています。
- ・そのため、農振農用地以外では、補助事業を実施できない場合があります。
- ・なお、農振農用地（青地）は、地番で指定しています。

農振農用地（青地）のイメージ図



※農振法
農業振興地域の整備に関する法律

農振農用地の確認先:松山市農林水産振興課 農振農用地・中間管理担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6192

認定農業者向けの補助事業②

●経営所得安定対策（国事業）

●水田活用の直接支払交付金に係る「振興作物転作担い手加算」

水田で対象作物を200㎡以上作付けし、出荷販売して、販売伝票（写）等で販売したことを証明する書類を期限までに提出できる認定農業者の方で、その旨を申請した方には、交付金が増額されます。

対象作物	えだまめ・スイートコーン・トマト（ミニトマト）・きゅうり・ なす・さといも・キャベツ・白ねぎ・いちご・施設軟弱野菜・ ブロッコリー・花き・そらまめ※
------	--

●畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、そば）の生産販売を行う方に、交付金を支払います。

単価例：面積払（2万円/10a）＋数量払（作物と等級ごとに補助金額が異なります）

●米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米、麦、大豆の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんする保険制度です。加入者と国が1対3の割合で拠出します。

問合せ先：○申請などの手続きに関すること

松山市地域農業再生協議会

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階

農林水産振興課内 TEL:089-948-6568

○経営所得安定対策等制度に関すること

農林水産省中国四国農政局愛媛支局 地方参事官室

認定農業者向けの補助事業③

●担い手総合支援事業（県事業）

認定農業者が、地区で合意された地域計画における農業を担う者として、農業経営改善計画に基づき、農地の集積による経営規模拡大、経営の多角化・効率化等の経営改善に取り組み、地域農業の発展と活性化に資するために必要な農業機械・施設を導入する場合に経費の一部を支援します。

助成対象：農業用機械(トラクター、コンバイン等)、農業用施設(ハウス、プレハブ保冷庫等)

条件：①整備事業費が50万円以上、②耐用年数が5年以上、③倉庫、運搬用トラック、パソコン等、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い物でないこと（①～③全て満たすこと）

対象者：認定農業者で営農計画に基づく規模拡大や生産方式の合理化などに取り組む者

補助率：基準補助率1/2以内（県1/2以内、市1/6以内）

補助上限額は750万円（県費500万円、市費250万円）

●「明日の一步」支援事業（松山市認定農業者協議会の会員向け）

認定農業者のうち、松山市認定農業者協議会に加入されている会員に向けて、前向きな取組を支援する少額補助金です。

助成対象：新品種や新素材の導入費、先進地視察参加費、加工品の開発費、免許の取得費用等

対象者：認定農業者かつ松山市認定農業者協議会の会員であること。

補助金額：1件あたり5万円または事業費の2分の1のいずれか少ない方の額

<留意事項>

- ・別事業であれば、過去に「明日の一步」支援事業の補助金を受給された方も申請が可能です。
- ・申請額が予算額を超えた場合は理事会で、申請内容を審査して交付対象者を決定します。

※事業実施に係る詳細な要件等については、下記の間合せ先にご連絡ください。

間合せ先:松山市農林水産振興課 担い手育成担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6566

認定農業者に求められること①

●地域計画（「人・農地プラン」から「地域計画」へ）

●地域計画とは？

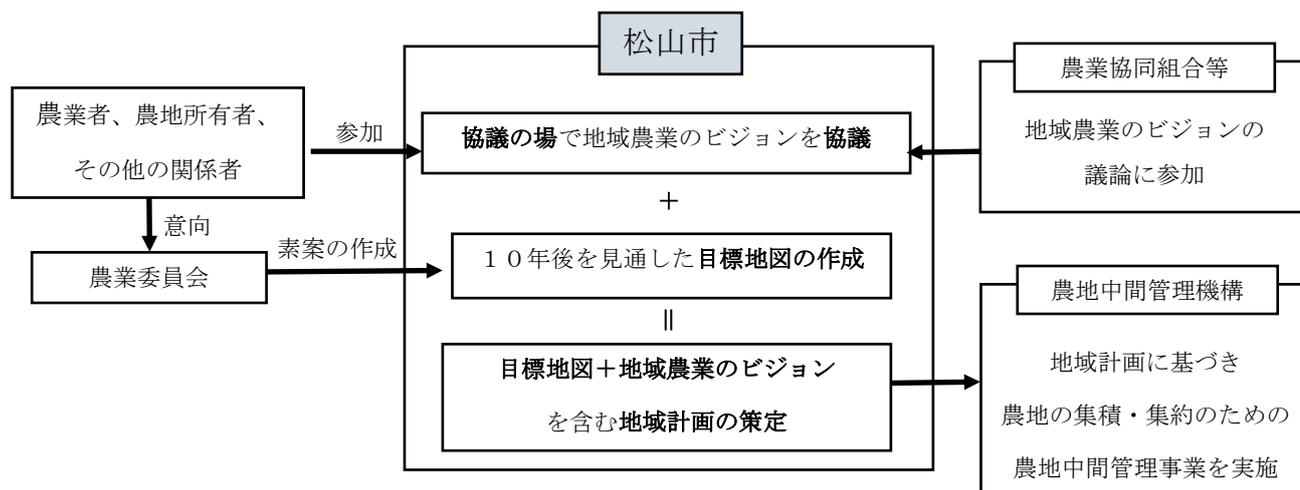
地域計画とは、10年後の地域農業の将来像を定めた計画のことです。これまで「人・農地プラン」として進めてきた地域農業の未来を描く取り組みが、法律の改正に伴い、令和5年4月から「地域計画」として法定化されました。これまでに「人・農地プラン」で検討した項目は、地域計画でも同様に盛り込まれますが、地域計画では新たに、「10年後の農地利用状況に関する目標地図」が追加されています。

※「目標地図」とは、10年後の農地利用状況の目標を示した地図のことです。農業委員会が農業者、農地所有者、その他の関係者の意向をもとに地図の素案を作成します。松山市では、令和7年3月に以下の42地区で地域計画が策定されました。

【地域計画策定地区】

①堀江地区、②和気地区、③平田地区、④潮見地区、⑤安城寺地区、⑥新浜地区、⑦道後地区、⑧泊地区、⑨由良地区、⑩余土地地区、⑪浮穴地区、⑫久米地区、⑬湯山地区、⑭五明地区、⑮伊台地区、⑯小野地区、⑰荏原地区、⑱坂本地区、⑲浅海本谷地区、⑳浅海原地区、㉑立岩地区、㉒難波地区、㉓正岡地区、㉔北条地区、㉕河野地区、㉖粟井地区、㉗睦月地区、㉘中島大浦地区、㉙小浜地区、㉚長師地区、㉛宮野地区、㉜神浦地区、㉝中島粟井地区、㉞畑里地区、㉟饒地区、㊱吉木地区、㊲熊田地区、㊳宇和間地区、㊴上怒和地区、㊵元怒和地区、㊶津和地地区、㊷二神地区

●地域計画の概念図



●地域計画へ参加するメリット

- ・国をはじめとした公的機関の補助金を活用するには、地域計画への参加が条件となっている場合があります。
- ・将来の見通しが立つことで、農地の貸し借り等が計画的に行えるようになります。

問合せ先:松山市農林水産振興課 農振農用地・中間管理・生産支援担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6192

認定農業者に求められること②

● 家族経営協定の締結

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

家族経営協定を締結することで、夫婦や親子で認定農業者に共同申請ができたり、農業者年金の保険料の国庫補助の対象者が拡大されたりします。

協定書の様式例は松山市農業委員会事務局で配布しています。

松山市農業委員会では締結者に記念品を贈呈しています

家族経営協定書

松山 太郎
松山 花子

問合せ先:松山市農業委員会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6631

複数市町村で営農する認定農業者の手続き

● 国・都道府県認定の申請先

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに都道府県または国が認定手続きを行います。

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、単一都道府県内に存ずる場合は都道府県知事、複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長または農林水産大臣）に認定を申請することとなります。農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します。

農業経営を営む区域		認定庁	
単一市町村の区域内		市町村長	
複数市町村 にまたがる	単一都道府県の区域内		都道府県知事
	複数都道府県 にまたがる	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
		複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

問合せ先:松山市農林水産振興課 担い手育成担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6566

●本冊子の情報は制度や補助事業の概要を示したものです。その他にも条件等がある場合がありますので、制度への取り組みや補助事業への申し込みを検討される場合は、事前に詳細についてお問い合わせください。

●補助事業への申し込みについて

ほとんどの補助事業は事前に申し込みが必要です。申し込みが必要な事業の場合、事後申請は受付できませんのでご注意ください。

また、高額な資材の購入を補助する事業では、入札の実施が条件となる場合があります。入札の結果、希望のメーカーの資材とはならず、同等性能の別メーカーの資材となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

これ一冊で松山市の認定農業者制度がまるわかり！

認定農業者 2025

松山市農林水産振興課
松山市地域農業再生協議会事務局
松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階
TEL:089-948-6566